

世界 World

ITA 拡大をチャンスに

ジェトロ海外調査部国際経済課 山崎 伊都子

WTO の情報技術協定 (ITA) は、協定成立から約 20 年がたち、対象品目数の拡大が課題となっていた。紆余曲折を経た品目拡大交渉は 2015 年 12 月に妥結し、IT 製品の関税撤廃は大幅に進むことになった。新 ITA で自由化される IT 製品の中には、医療機器や半導体製造装置など日本が得意とする品目も含まれ、今後の輸出拡大が期待される。

ラウンド開始以来の大型関税撤廃

WTO の一部加盟国は、2015 年末に ITA の対象品目拡大という、大幅な関税撤廃に合意した。関税撤廃を実施する国は、当面 53 カ国・地域^注に限られるものの、新規の関税撤廃はドーハ・ラウンド開始以来であり、その意義は大きい。ITA とは、IT 製品の貿易拡大を目的に、1997 年に発効した複数国間協定である。参加国は、パソコンや半導体など約 150 品目の関税を撤廃している（表）。16 年 3 月現在、80 カ国・地域が参加。関税撤廃の恩恵は、ITA 未参加国・地域も含めた全 WTO メンバーに等しく与えられる。

この ITA（以下、旧 ITA）については、過去にも対象品目見直しの必要性が度々提起されてきた。その理由の一つは、世界の IT 貿易構成の変化にある。旧 ITA 発効時、世界の IT 貿易の 3 割以上をコンピューター関連機器が占めた。ところが直近ではその割合は 2 割まで低下、半導体・集積回路、通信機器、映像機器などの品目へと比重が分散した（本誌 13 年 2 月号 p.48 参照）。こうした品目構成の変化により、旧 ITA では、現在市場に流通する IT 製品のうち 3 分の 2 程度しかカバーできていなかったとの見方もある。

二つ目の理由は、技術革新の進歩である。新たな機能を持つ IT 製品が次々誕生する中、旧 ITA は徐々に時代遅れとなっていました。例えば旧 ITA では、コ

ピー機やファクスがそれぞれ個別にリストアップされているが、いまやこの二つ以上の機能を併せ持つ複合機が多く流通している。しかし協定に複合機が明記されていなかったことから、EU が複合機に関税を課し、WTO 紛争に発展したこと也有った。最終的に WTO は、EU を提訴した日本などの主張を全面的に認め、EU に関税を撤廃するよう勧告した。

ITA の対象品目拡大に対する企業の要望が強まる中、12 年 5 月に本格的な品目拡大交渉が日米主導で始まった。各国が最も苦慮したのが、どの品目を追加するかの調整である。一部の国が、多くの品目を対象から除外するよう主張したり、どの品目をリストに盛り込むべきかで意見が対立したり、交渉が 1 年近く停止する場面もあった。しかし 15 年 7 月、各国は対象を 201 品目とすることで合意。この結果、旧 ITA 対象品目と併せ、358 品目の関税無税化が決まった。

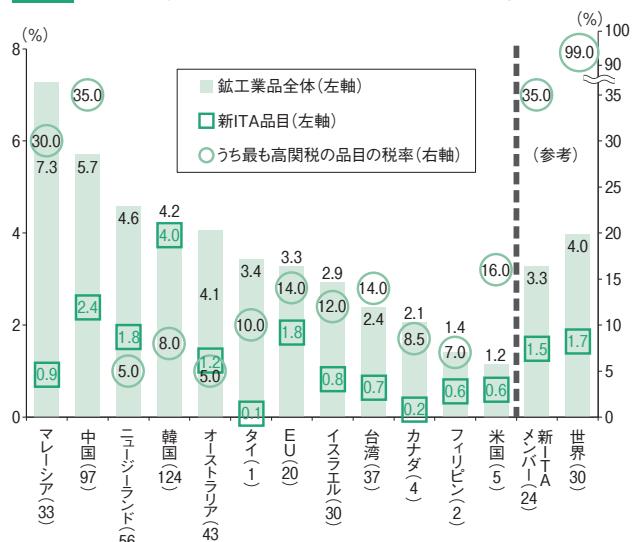
もう一つの課題が、関税撤廃スケジュールだった。先進国が早期の撤廃を主張する一方、一部途上国が品目によっては最大 7 年超の猶予を求めたためである。15 年内の合意が危ぶまれる中、各国はぎりぎりの交渉を続け、12 月中旬の WTO 閣僚会議中に合意に達した。19 年ぶりの ITA 改正であると同時に、ドーハ・ラウンド開始以来の大型関税撤廃ともなった。先進国だけでなく、アジアや中南米の途上国も参加する新 ITA による関税削減のインパクトは大きい。

表 情報技術協定 (ITA) の対象品目

旧 T A	リスト A (144品目)	・コンピューター／周辺機器：コンピューター、プリンターなど ・通信機器：携帯電話、ファクスなど ・半導体：メモリーチップ、ウェハーなど
A	リスト B (13品目)	増幅器、フラットパネルディスプレー、モニター、光学ディスク記憶装置、セットトップボックスなど
新 T A	リスト A (191品目)	・デジタル AV 機器：デジカメ、DVD/BD プレーヤーなど ・通信機器：カーナビ、ETC、GPS 受信機器など ・医療機器：MRI、CT など ・部品・原材料 ・その他：半導体製造装置、デジタル複合機など
	リスト B (10品目)	新型半導体、LED バックライト、タッチパネル、インクカートリッジ、電子教材など

資料：ITA 協定および WTO 文書 (WT/L/956) を基に作成

図 新ITA 参加国の日本製品に対する関税率



注：①2013年-14年時点の税率。②新ITAメンバーのうち、日本からの輸出額上位15カ国を抽出。うち香港、シンガポール、イスラエルは全品目で0%のため略。③かっこ内の数字は、対象品目のうち関税率が5%以上ある品目の数
資料：“World Integrated Trade Solution”（WTO、世界銀行、国連）を基に作成

関税を課す品目数は、それぞれ97品目と124品目以上。中国ではデジタルカメラ・ビデオカメラ(35.0%)やCDプレーヤー(30.0%)、韓国では記憶素子や半導体・集積回路製造装置など(いずれも8.0%)が高関税品目である。

韓国は新ITAで、全品目のうち14.2%を16年7月に即時撤廃し、19年までにその割合を84.7%まで拡大する。中国は初年度から関税削減を始めるものの、完全無税化するのは19年以降だ。ただ、新ITA参加国全体では65.3%の品目の関税が即時撤廃され、23年内に全品目が無税となる。経済産業省の推計によると、新ITA完成により、日本は約1,700億円相当額の関税支払いを免れることになる。

新ITAがもたらす日本企業へのメリットとして、日本からの輸出拡大に加え、多国籍企業のサプライチェーン内取引の円滑化が想定される。FTAのような追加的手続きがない分、企業としては負担なく輸出を拡大できる。IT貿易は、電気機器や情報通信だけでなく、一般機械や自動車など幅広い産業に関連するため、メリットを受ける企業も多い。

しかしITの発展スピードが速いことに変わりはない。新ITAも時代に合わなくなる事態は起こり得る。新ITAの品目再検証は18年にも予定されているが、こうした定期的な見直しをしつつ、参加国を増やすことが、IT貿易のさらなる活性化につながろう。 **J**

注：EU28カ国と欧州連合は別個のメンバーとしてカウント。従って、国・地域数としては52。

最新IT機器の関税が自動的に撤廃

新ITAの対象となる201品目は、HSコード6桁を列挙した「リストA」と、品目の仕様を言葉で説明した「リストB」とで構成される(表)。新ITAには、日本得意とするデジタル映像機器や新型半導体、半導体製造装置なども含まれる。

新ITA成立がもたらす恩恵は何か。ポイントは二つある。一つは、長年の課題となっていた、技術発展と協定内容との不整合を解消できたことだ。旧ITAでは対応し得なかった新型製品もカバーされ、デジタル複合機のように定義に争いがあった品目も、判例を反映する形で盛り込まれた。二つ目は、新ITAがWTO内の枠組みであり、対象となる製品は自動的に関税撤廃の恩恵を享受できる点である。日本を含む主要国は近年、貿易自由化の軸足をWTOからFTA(自由貿易協定)へと移行してきた。直近では、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定による大幅な貿易自由化が関心を集めている。ただ、TPPを含めて全てのFTAでは、輸出される製品が関税減免を受けるためには、それが当該FTAの域内製品であることを輸出先税關に対して証明する必要がある。これに対してWTOによる関税自由化では、輸出先がITA参加国でありさえすれば、こうした手続きを踏まなくても、自動的に関税がゼロとなる。

WTOによると、新ITA品目の貿易額は世界全体で約1兆3,000億ドルに上る。これは世界貿易額の約10%に相当する規模だ。また、新ITA参加国・地域の貿易額は、世界の貿易総額の9割に上るという。

日本の関税削減効果は1,700億円

15年における日本の新ITA製品輸出額は1,086億ドル。うち、新ITA参加国・地域に対する輸出額は1,002億ドルと92.2%を占める。最大の輸出先は中国(シェア24.7%)で、米国(15.7%)、台湾(10.9%)、韓国(8.7%)と続く。主な輸出品目は、記憶素子、ハイブリッド集積回路、半導体・集積回路製造装置、印刷機の部品などだ。

主要輸出先の、日本に対する新ITA製品への関税賦課状況を見ると、米国や台湾では平均関税が既に低いが、韓国(4.0%)や中国(2.4%)では比較的高い関税を課している(図)。また中韓両国が5%以上の